様式第九号（第十条の六関係）　　令和５年１２月１９日　　５環資産新第３７６号

許可番号　第１３－２０－０２９５４７号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　東京都大田区羽田四丁目１０番６号

氏　名　　有限会社権田商事
代表取締役　権田　秀之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第６項　　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日　　令和　５年１２月　１９日

許可の有効年月日　　令和１０年１２月　１８日

１　事業の範囲
（１）業の区分：処分（中間処理）
（２）処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
圧縮梱包：廃プラスチック類（廃OA機器、廃文具、廃家電及び廃什器を除く。）
：金属くず（空き缶に限る。）

（以上２種類）

２　事業の用に供する施設
施設住所：東京都大田区東糀谷六丁目６番１５号

施設種類	廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類（廃OA機器、廃文具、廃家電及び廃什器を除く。）	1.81ｔ/日	-----	令和5年7月27日	-----	----------
	金属くず（空き缶に限る。）	2.37t/日				

３　許可の条件
（１）作業時間は、原則として７時から１６時までとすること。
（２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
（３）中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

４　許可の更新・変更の状況
令和５年　１２月　１９日　新規許可

５　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無

（以下余白）

東京都

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。